



平成 30 年 2 月 27 日

各 位

会社名 住友金属鉱山株式会社  
代表者名 代表取締役社長 中里 佳明  
(コード番号 5713 東証第 1 部)  
問合せ先 広報 I R 部担当部長 野沢 剛志  
(TEL. 03-3436-7705)

自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付けに関するお知らせ  
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び  
自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付け)

当社は、平成 30 年 2 月 27 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

本日決議した、2023 年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行に伴う当社株式需給への短期的な影響を緩和し、発行条件の改善を図るため。

2. 取得の方法

本日 (平成 30 年 2 月 27 日) の終値 5,083 円で、平成 30 年 2 月 28 日午前 8 時 45 分の株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) において買付けの委託を行います (その他の取引制度や取引時間への変更は行いません。)。当該買付注文は当該取引時間限りの注文といたします。

3. 取得の内容

(1) 取得対象株式の種類	普通株式
(2) 取得する株式の総数	1,300,000 株 (上限) (発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 0.47%)
(3) 株式の取得価額の総額	50 億円 (上限)
(4) 取得結果の公表	午前 8 時 45 分の取引終了後に取得結果を公表する。

(注 1) 当該株数の変更は行いません。なお、市場動向等により一部又は全部の注文の執行が行われない場合

本報道発表文は、当社の自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付けに際して一般に公表するための報道発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式及び転換社債型新株予約権付社債は米国 1933 年証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。

があります。

(注2) 取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付けを行います。

(注3) なお、本日(平成30年2月27日)の終値5,083円に基づく取得する株式の総数は983,600株(上限)となります。

(ご参考)

1. 当社は、平成30年2月27日開催の取締役会において2023年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行を決議しております。かかる調達資金のうち50億円は、上記の自己株式取得資金に充当される予定です。なお、自己株式の取得は上記新株予約権付社債の払込期日以前に行われるため、当該自己株式取得のために取り崩した手元資金に充当することとなります。  
詳細は、平成30年2月27日付「2023年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行並びに第2回新株予約権付ローンの一括返済及び第2回新株予約権(行使価額修正条項付)の消滅に関するお知らせ」をご参照ください。

## 2. 平成29年12月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	275,780,109株
自己株式数	15,033,906株

以上

本報道発表文は、当社の自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付けに際して一般に公表するための報道発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式及び転換社債型新株予約権付社債は米国1933年証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録、募集又は販売は行われることはなく、またかかる登録、募集又は販売が行われる予定もありません。